

## 一般社団法人 社会福祉経営全国会議

# コロナ・実態・事例ニュース



2022年1月18日発行 (No.17) 連絡先/〒543-0045 大阪市天王寺区寺田町 2-5-6-902

電話 06-6772-1360 Fax06-6772-1376 Eメール/jimukyoku1@f-zenkoku.net

## 第6波コロナ感染爆発！

お寄せいただいた声を  
ご紹介します！

## 今、福祉の現場で何が起きているのか！

- ①現在、コロナ感染者や濃厚接触者はいないが、園内で濃厚接触者がたくさん重なった場合に、園の運営ができなくなってしまう。また、姉妹園で感染者が出た場合、我が子を姉妹園に預けている職員が複数いるために、出勤できず保育士不足になってしまう。
- ②公立に保育士バンクなどを作ってほしい。3回目ワクチンの優先接種の実現。検査を受けたいときにすぐに受けられるシステム(スマホセンターは遠方で取りに行かなければならないため、検査キットを園に確保できるシステムなど。) (大阪 保育)

保護者、子ども、職員などのPCR検査が毎日続いています。その都度、市役所とのやりとりや書類の整理などで時間がかかります。また、職員の子どもが通う保育園や学校が休園、休校となり職員体制の対応が多々生じています。(大阪 保育)

- ①埼玉では、保健所の機能がひっ迫し、感染のある施設の濃厚接触者等の特定が進まず、ほぼ放置状態に置かれています。行政検査を待っていたらクラスターの対応が遅れるため、みんな自費で検査をしています。検査結果はだいたい次の日にでます。通所施設では、通所者の家族に発熱があるだけで、当該通所者は当然休み、職員も家族に発熱があると検査し結果が出るまで休みになります。検査結果がわかるまで施設自体閉所するような状態になっています。障害者の社会生活や福祉的支援の保障への影響が大きくなっています。
- ②①だれでもいつでも検査ができスムーズに結果が出るように検査体制を充実してください。とりわけ、福祉を利用する人、働いている人については、家族も含めて、迅速な検査が公費で受けられるようにして下さい。②福祉事業はもともと脆弱で、災害的事態にはいつでも職員の献身で対応しているのが現実です。通常からの職員配置の増員を求めます。(埼玉 障害)

●第6波コロナ感染爆発！今、福祉の現場で何が起きているのか！状況をお知らせください！

書き込みフォーム

<https://forms.gle/MrdLH9bB1RHiAHUR9>



フォームでは、2点聞いています。

- ①コロナ感染拡大で、現在、直面している状況・課題・問題点など。  
②上記の問題を是正するために必要と思われる国や自治体への要望。

情報提供! エssenシャルワーカーの取扱いについて  
厚労省事務連絡(令和4年1月14日一部修正)「新型コロナウイルス感染症の感染拡大が確認された場合の対応について」抜粋

<https://www.mhlw.go.jp/content/000881571.pdf>

<濃厚接触者の取扱い>

・ただし、地域における社会機能の維持のために必要な場合には、自治体の判断により、社会機能を維持するために必要な事業に従事する者(以下、「社会機能維持者」という。)(※)に限り、10日を待たずに検査が陰性であった場合でも待機を解除する取扱いを実施できることとする。待機の解除に当たっては、社会機能維持者の所属する事業者において、以下のとおり検査等を行うものとする。

(1)社会機能維持者の所属する事業者において、当該社会機能維持者の業務への従事が事業の継続に必要である場合に行うこと。

(2)無症状であり、核酸検出検査又は抗原定量検査(やむを得ない場合は、抗原定性検査キット)により検査を行い陰性が確認されている場合に待機を解除すること。

(3)検査は事業者の費用負担(自費検査)により行い、核酸検出検査又は抗原定量検査を用いる場合は最終曝露日(陽性者との接触等)から6日目、抗原定性検査キットを用いる場合は6日目と7日目にそれぞれ行うこと。抗原定性検査キットは薬事承認されたものを必ず用いるとともに、別添確認書の①から⑤の対応を行うこととし、事業者が医薬品卸売販売業者から入手する場合は、当該確認書を同卸売販売業者に提出すること。なお、入手に当たっては、必要と想定される量を勘案して購入すること。

(4)いずれの検査方法を用いる場合でも、事業者は、社会機能維持者の検査結果を必ず確認すること。また、医療機関以外での検査により陽性が確認された場合には、事業者から社会機能維持者に対し、医療機関の受診を促すとともに、当該医療機関の診断結果の報告を求めること。なお、診断により陽性が確定した場合、感染症法に基づく保健所への届出は診断を行った医療機関が行うため、報告を受けた事業者から保健所への連絡は不要であること。

(5)待機解除後に社会機能維持者が業務に従事する際は、事業者において、感染対策を徹底すること。また、社会機能維持者に対して、10日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるよう説明すること。

詳細は自治体へ確認してください。